平成２２年（フ）第１１６５号
広島県東広島市八本松東２丁目18番11号　セジュールきっかわ103号
債務者　石井　博文
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６６号
広島県東広島市八本松東２丁目18番11号　セジュールきっかわ103号
債務者　石井美江子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４２号
広島県廿日市市深江３丁目11番29号
債務者　天野　和幸
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５号
山口県下関市一の宮町１丁目６番３号
債務者　鵜川　美咲（旧姓木代）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
山口県下関市彦島本村町４丁目２番６号
債務者　今冨　智恵
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
山口県下関市大字清末2550番地　市営清末時末住宅159号
債務者　阪口　和義
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
山口県下関市大字清末2550番地　市営清末時末住宅159号
債務者　阪口　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
山口県下関市彦島老町２丁目９番16号、前住所山口県下関市彦島西山町４丁目４番15号
債務者　金田　誠二
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
高知市神田292番地５　コーポラス・アミー205号
債務者　横山　早紀
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２７号
高知県香美市土佐山田町旭町５丁目１番24号
債務者　岡村　　緑
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３２号
高知市上町３丁目11番５号　スカイハイツ202
債務者　田村　行子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４２号
高知市介良570番地　県住９号棟304
債務者　西森　誠昇
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４８号
高知市鳥越144番地20　依光アパート南号
債務者　小松　益美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５６号
高知市神田1732番地12
債務者　大和　　章
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５７号
高知市神田1732番地12
債務者　大和つるみ
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６２号
高知県南国市稲生2032番地
債務者　井上　敬太
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６７号
高知市旭天神町５番地１
債務者　白山　　篤
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７４号
高知市西秦泉寺419番地29　ニシジンハイツ１Ｆ
債務者　小松三千男
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　高知地方裁判所破産係